猫よけ器とは?

赤外線センサーで猫の動きをキャッチし、その動きに合わせて不快な変動超音波を放射することにより、 感知エリア内から猫を遠ざけるものです。

1~2週間かけて、猫に居心地の悪い場所だと学習させ、 野良猫被害の防止をします。

貸出対象者

猫による被害があり、

自宅敷地内に猫よけ器を設置する方

猫よけ器サイズ

幅 96 mm・奥行 127 mm・高さ 229 mm

重量約 470g

貸出期間 2週間以内



貸出料金 無料

 + 1世帯1台

 1年度1回

【連絡先】

刈谷市役所 環境推進課 環境保全係 TEL:62-1017

E-mail:kankyo@city.kariya.lg.jp

ホームページ ID:1008907



刈谷市 HP へ

(QR コードは㈱デンソーウェーブの登録商標です)

貸出しの流れ

申請書提出

- ・猫よけ器貸出申込書(別記様式)に必要事項を記入し、環境推進課窓口まで 提出してください
- ・申請時に<u>本人確認しますので、運転免許証等氏名・住所の確認できるものを</u> お持ちください
- ・貸出期間は2週間以内で、1世帯につき1年度中1回1台までの貸出しです
- ・空きがない場合は貸出しできませんので、事前に電話で空き状況をご確認ください

猫よけ器貸出し

- ・注意事項をよく読んで使用してください
- ・使用に必要な単1形乾電池4本は、ご自身でご用意ください

使用後2调間以内に返却

- •目的以外の使用、転貸はしないでください
- 猫よけ器は電池を抜いて汚れを落としてから期限内に返却してください
- ・猫よけ器が故障した場合等は、すみやかに環境推進課に連絡してください。
- 完全防水ではありませんので水洗いはせず、必ず本体を立てて使用してください。
- ・子どもや他の動物にストレスを与える場合もありますので、本体を設置する際 設置場所、方向に十分配慮してください
- 貸出期間後も使用したい場合は自身でのご購入をご検討ください

猫よけ器センサー感知範囲

